

新しく許可されたデジタル簡易無線のスカイスports・レジャー専用無線について

2008/7/9 付報道資料「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る電波監理審議会答申及び意見募集の結果」で簡易無線のデジタル化で各レジャーに周波数が確保された。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080709_2.html : パラのイラスト有

1・スカイスports・レジャー専用(5ch、1W) (登録局)

周波数: 351.16875、351.175、351.18125、351.1875、351.19375、351.23125 MHz

出力1W以下に制限し「上空」でも使用出来る。

スカイレジャー専用無線が1波のため増波陳情に応えられ、関係法令は平成20年8月29日に公布・施行され「資源の電波」がスカイスports・レジャーに割当され周波数が増波された。

”安全第一&法令遵守”スカイスports・レジャー(パラ、ハング、バルーン、マイククロライト等)におけるSports・レジャー業務(例:無線誘導による訓練、安全管理、飛行管制、緊急連絡、クロカン時の無線による支援、大会運営事務局用等)の公式無線として採用が義務です。

フリー事典WIKI “パラグライダー”にて「JHF」の実績とPRされている。

>2008年社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(JHF)等の努力により、総務省より351MHz

>帯デジタル簡易無線内に5ch(1W)のスカイレジャー無線の枠を新に得るに至った。

>これにより用途に応じてスカイレジャー無線、特定小電力そして新設されたデジタル簡易無線と
>3つの選択肢ができた。

a・周波数は5chが用意され、出力1Wでデータ通信も可能である。

GPSが使える**”安全第一”**フライト&LD状況が把握でき安全管理者に便利な無線となる。

安全管理に設備投資が必要です。

b・レンタルが可能となり便利となった。(登録局)

c・専用周波数であり混信の心配がない。**”安全第一”**

d・簡易無線のため無線資格は不要。(登録局)

e・通信の相手は、アマ無線&パーソナル無線と同様で不特定多数(登録局)となり実用となる。

・簡易無線における不法電波の監視システム: <http://www.towa-inc.net/1f/5f/atis.htm>

・パラ&ハング専門誌で紹介されている: <http://www.flyair.jp/>

Topics: ・デジタル簡易業務無線(スカイレジャー無線)

・アマチュア無線についてある自治体から問い合わせがありました
:「臭い物に蓋をする時代は過ぎた」と啓蒙している

・フリー事典、WIKI・スカイスportsで使われている無線

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B9%E3%82%AB%E3%82%A4%E3%82%B9%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%84%E3%81%A7%E4%BD%BF%E3%82%8F%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%84%E3%82%8B%E7%84%A1%E7%B7%9A>

2・陸上専用(30ch、5W) (ハンター、トラック、ハイカー、タクシードライバー等)

351.2, 351.20625, 351.2125, 351.21875, 351.225, 351.23125, 351.2375, 351.24375, 351.25, 351.25625, 351.2625, 351.26875, 351.275, 351.28125, 351.2875, 351.29375, 351.3, 351.30625, 351.3125, 351.31875, 351.325, 351.33125, 351.3375, 351.34375, 351.35, 351.35625, 351.3625, 351.36875, 351.375, 351.38125 MHz



JHFレポート

(社)日本ハンググライディング連盟 発行

1998年 6月・7月号

● 郵政省補助金交付決定『JHF スカイレジャー専用無線機の利用によるスカイスポーツの安全対策と活性化』

95年より3年越しに申請していた表記のJHF事業に対して、郵政省より補助金が交付されることになりました。

私たちのスカイスポーツには無線機の使用は不可欠ですが、郵政省ではスカイレジャー専用の無線波を一波だけ許可しています。

JHFでは社団化に伴い、合法的な無線の使用について、電波監理局と相談を続けてきましたが、大会やスクーリングには合法的にスカイレジャー専用波の利用が適当とされました。しかし、この専用波の無線機は高額(約20万円)なため、メーカーと再三交渉した結果、比較的低額(5万円以下)で機材の開発ができる見通しとなりました。

これをもとに、JHFでは、スカイスポーツの安全対策と活性化のため、合法的なスカイスポーツ通信整備事業を行うとして、機材購入の補助金の申請を95年より行ってきました。当時の渡辺良一事務局長(常任

理事)が申請書類をとりまとめ、提出。文部省の推薦とご指導を受けつつ、以後修正を加え申請を続けた結果、3年目に交付の決定をいただきました。具体的には、「お年玉付年賀葉書寄付金」よりの補助金をいただくことになります。

この補助金は510万円。JHFの自己資金290万を加え、800万円の事業となります。

計画ではスカイレジャー専用無線機を144台購入、各県連に2台、JHFに50台配備します。そして、大会運営や県連の活動に合法的に使用していただくことになっています。実施詳細は追って各県連に連絡されます。

また、4月14日、「寄付金配分決定通知書交付式」が芝郵便局で行われ、日本赤十字社など10団体に決定書が手渡されました。このようにJHFも公益法人として着実に国家や社会に認められるようになりました。

副会長 川添 喜郎



寄付金配分決定通知書を受け取る川添副会長。

川添副会長は現 J P A 顧問

郵政省補助金交付決定

『JHF スカイレジャー専用無線機の利用によるスカイスポーツの安全対策と活性化』

1998年、JHFでは社団化に伴い、合法的な無線の使用について、電波管理局と相談を続けてきましたが、大会やスクーリングには合法的にスカイレジャー専用波の利用が適当と指導を受けた。

業界の一部に諸悪の根源がある。「コンプライアンス」を無視し、営利第一主義の「法律の規定」&「安全性」を無視し、『業者の都合』を愛好者に押し付ける指導者(業者)があり、違法的な無線の使い方を集団で行っている。

(アマチュア無線&簡易無線)

アマチュア無線の基本を無視し「商用」に使っている。<・・・不法電波
・ ・ 重大問題、15年以上継続中



不法電波は犯罪です

1・スカイレジャーの団体（JAA、JHF、JPA、JPMA、JBF等）&スクールは、業界の「指導者」として航空法以上に日常、利用する「公共の電波（資源の電波）」に関して「コンプライアンス」の説明責任を果たさない為、フライヤーがHP上でパイロットの「無線運用基礎知識」を説明している。

<http://kazemachi.skymate.net/joho/radio/index.html>

・スクール経営の為、HP上で堂々と「100万以下の罰金又は1年以下の懲役」の対象となる法律違反を教唆している。不法&違法運用が継続している大きな原因です。

- >空の上では無線が大切な命綱、ビギナー
- >のターンの練習は、インストラクターの誘導で練習しましょう。
- >無線誘導の場合、無線トラブルで誘導が聞こえず、パニックに陥るということも
- >しばしば、日頃から無線機に関心を持ち、
- >4級アマチュア無線の免許を取り、無線の取扱いに手慣れていることが、大切な命を守ることに繋がります。
- >また、無線機は、ツリーランなど不慮の事態に至った時にもコンタクトできる唯一の手段だということも頭に入れて、
- >常に携帯しておくこと。

ハング無線誘導生にお知らせ。

今まで、ハング無線誘導は無料で行ってまいりましたが、都合により**8月より有料化**させて頂きたく、ご案内申し上げます。理由としては、今後アマチュア無線機での誘導が電波法の観点からしても非常に難しくなってきました。これからはパラグライダー無線誘導と同様スクール所有の業務無線を使用いたします。ご存じの事と思いますが、業務無線はアマチュア無線機と比べて非常に高価なものです。
 なお、ハング誘導用に業務無線を、5台買い増しする予定です。

無線誘導料

本数に関係なく、1,000円/1日とさせて頂きたく存じます。1本も飛ばなかった時はその日に返金いたします。

何とぞ、ご理解の程お願い申し上げます。

アマ無線の基本を無視

陸上無線機の基本を無視している

****業務無線 = 簡易無線（アナログ）****

- 1) 公的資格（パイロット技能証&イントラ資格）でないことを理由にし、技能証発行機関の公認イントラは、法律違反の道具（アマチュア無線&簡易無線）を利用した電波誘導の訓練を黙認されている。
- 2) 団体は、正会員&会員（訓練生&パイロット）が「不法・違法な無線」を利用することを黙認しスクール経営に協力をしている。

・免許不要の模型ラジコン業界は電波法を説明している。

http://www.rck.or.jp/contents/rc_denpa/rc_denpa01.html

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/2006/1020.htm>：送検と厳しい処分を受けている

・ラジオマイク（ワイヤレスマイク）業界は電波法を説明している。

http://www.ssaj.gr.jp/old-paj/1993/WL_QA.pdf

フライヤーのみなさん！ 基本を守らない

ハンググライダーやパラグライダーなど、スカイレジャーで使用するアマチュア無線に関する苦情が寄せられています。

- 周波数の使用区別を守らず使用している。
- コールサインを言わない。
（愛称で呼び合い、コールサインを送信しない。）
- アマチュア無線の免許を受けずに使用している。
- スクールで、生徒の誘導指示に使用している。

スカイレジャーでのアマチュア無線の利用は、電波法令を守って正しく運用しましょう！

近畿総合通信局

スカイレジャーでのアマチュア無線の利用について

基本を守らない スカイレジャーでのアマチュア無線の使用に関しての情報が多数寄せられています。

- コールサインを省略する。
- 大会事務局運営（業務）に使っている。
- アマチュア無線の免許を受けずに使用している。

スカイレジャーでのアマチュア無線の利用については、電波法令を守って正しく運用しましょう。

九州総合通信局

基本を守れない

2・無線の利用は多様化している。

簡易無線（業務無線と言われている）を**違法行為の無線誘導（上空移動）**に利用されている。関東総通局・申請前に確認：<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/kani/kakunin2.html>

【電波法（法律）を軽視する姿勢であり、アマチュア無線の不正利用を助長する】

- 1・特定小電力無線（特小）のみ（少数派）
- 2・スカイレジャー無線（無線誘導用）：2スクールのみでの利用で計12台
- 3・スカイレジャー無線（無線誘導用）+ ??
- 4・アマチュア無線のみ
- 5・アマチュア無線（無線誘導+安全管理）+特小（無線誘導専用）
- 6・アマチュア無線（無線誘導+安全管理）+簡易無線
（無線誘導&スタッフの連絡）
- 7・特小（無線誘導）+簡易無線（陸上スタッフの連絡用）
- 8・簡易無線のみ（無線誘導用）

パラ&ハング業界は、「資源の電波」を贅沢に5種類の無線を利用している、他業界で見られません。

- ・アマチュア無線（**不法&違法**）・特定小電力無線
- ・簡易業務無線（アナログ・**無線誘導/上空移動**・**違法**）
- ・スカイレジャー専用無線（アナログ、デジタル）

GPS付簡易無線機, アマ無線機, 特定小電力無線機(特小), 簡易無線機, JHFスカイレジャー無線機



3・無線の利用場面

本省（総務省総合通信基盤局電波部移動通信課）の見解は、**アマチュア無線は、パラグライダー運航の目的で使用することはできませんが**、当該目的のためでなく、あくまで電波法施行規則に規定する「アマチュア業務の範囲内」で通信を行う場合は問題ありません。

- 1・無線誘導による練習生の訓練。（**一部クラブ専用エリアでも行っている**）
- 2・イントラ&パイロットクラスの研修会。
- 3・パイロット相手の安全管理（エリア管理）。
（エリア管理者との連絡や緊急、安全確保、管制等）
- 4・スクール連絡用（地上スタッフの連絡、送迎車の段取り等）
- 5・競技大会、イベント等の事務局運営。
- 6・大会、イベント等で参加者は安全、緊急等主催者の指示を受ける目的で携帯する。
- 7・パイロット同士の情報交換。（**唯一の個人使用**）
- 8・クロカン時の無線による支援。
- 9・日常、**安全・緊急**に備えて携帯する。（**唯一の個人使用**）

公表されている行政指導は2件あるが他エリアは、
電波行政から「直接の指導を受けていない」と自浄作用が働きません

1・【九州総合通信局】<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/re/caution2.html> : 2006年
タイトル: ルールに反した電波利用は社会に迷惑をかけています。



2・【中国総合通信局】<http://www.cbt.go.jp/hodo/2006dr035-2.pdf> : 2006年

混信等申告及び措置の事例:

スクール、団体を戸別訪問して行政指導をされた。

3・【近畿総合通信局】は、九州総合通局と同構成のリーフレットでスクールを戸別訪問して行政指導したとなっている。 : 2008年

アマチュア無線はルールを守って正しく使いましょう!

- ・アマチュア無線は・
- ・アマチュア無線を運用するときは・
- ・コールサインは、必ず言いましょう。
- ・周波数の独占は、認められていません。
- ・仕事に使っては、いけません。
- ・周波数の使用区分を守りましょう。
- ・免許された内容で、運用しましょう。



ルール無視はみんなの迷惑! あなたは大丈夫?

フライヤーのみなさん!

ハンググライダーやパラグライダーなど、スカイレジャーで使用するアマチュア無線に関する苦情が寄せられています。

スクールで、生徒の誘導指示に使用している。
・アマ無線の基本を無視した最悪状態
周波数の使用区分を守らず使用している。
コールサインを言わない。

(愛称で呼び合い、コールサインを送信しない。)
アマチュア無線の免許を受けずに使用している。

スカイレジャーでのアマチュア無線の利用は、電波法令を守って正しく運用しましょう!



4・【北海道総合通信局】

Q31: 狩猟用やパラグライダーなどのスポーツ競技、イベントなどに使用する目的でアマチュア無線を使用することはできないのでしょうか。

A31: アマチュア無線は、アマチュア業務(金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。)を行う無線局をいいます。

狩猟用やパラグライダーなどのスポーツ競技、イベントなどはアマチュア業務に該当しませんので使用することはできません。

5・【各総務省はHPで広報している】北海道 : <http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/K/index.htm>

東北 : <http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/kanshi/index.html>

東海 : <http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/denpa/kansiga/index.html>

スクール(クラブ)HP & BBSは、電波法に抵触しないため、自由気ままに堂々とアマ無線使用をしている。司法であればネット犯罪に近い行為です。(100万以下の罰金又は1年以下の懲役の対象となる)

1・**アマチュア無線**の利用が厳しくなった為、パラと同様にハングの電波誘導は、**業務無線(簡易無線のこと)**で行います。(パラの電波誘導にH15年から簡易無線を利用している)

2・JHFスクール・クラブ通信でクラブ指定無線機以外に**緊急用**として高感度アンテナに交換して**アマチュア無線機の携帯**を指示し電波違反を教唆している。

3・**JPAにおけるアマチュア無線に対する取組み**

スクール無線(電波誘導)は**業務無線(簡易無線のこと)**、パイロット無線(**安全管理**)はアマチュア無線

4・>空の上では無線が大切な命綱・・最短でも**3年間**、**法律違反で訓練を受ける。**

>**ビギナーのターンの練習は、インストラクターの誘導で練習しましょう。**

>**無線誘導**の場合、無線トラブルで**誘導**が聞こえず、パニックに陥るといふこともしばしば。

>日頃から無線機に関心を持ち、4級**アマチュア無線**の免許を取り、無線の取扱いに手慣れていることが、**大切な**

>**命を守る**ことにつながります。

>また、無線機は、ツリーランなど不慮の事態に至った時にも**コンタクト**できる唯一の手段だということも頭に

>入れて、常に携帯しておくこと。

コメント:大切な命を守るには、おそまつなアマチュア用。業務仕様で信頼性の高い無線機が必要です。

5・>**大会の準備**と、**バリオメーター**の設定

>大会独特の「必要なもの」があります。マップケース・時間を写し込めるカメラと、カメラケース・最近は、

>カメラ撮影ではなく大会規則に則ったGPSを使用しています。**無線はアマチュア無線430MHz帯が業務用無線**

>**です。**

6・>新川エリア周辺に、海難救助、救急移送等で極めて低空にて進入を行う一部の航空機(ヘリコプター)が有ります。

>無線交信ができるヘルメットを装備せず飛行する事は、その目的を妨害する恐れが生じるとともに大変危険な事

>となりますので、必ず準備をお願いします。**無線周波数432MHz帯を使用しています。**

7・>池*山のフライトに際して**緊急時**の無線器の周波数を統一一致します。

>飛んでる時にこの周波数を聞けるようにすることもOKですが、仲間との周波数に合わせて飛んでいる人は、

>その日の仲間の中の誰かが**統一周波数**を聞いていて連絡を中継出来るようにして下さい。

>**統一周波数は、145.52または431.52のどちらかです。**

8・>**競技前には、無線機・ツリーランセット・レスキューパラシュート等の装備チェックを必ず行うこと。**

>**無線機の通信が出来ない場合やレスキューパラシュート不所持の場合は、失格とします。**

>**使用する周波数は、FM432.38MHzとします。**

9・>緊パラ・無線機は必ず**携帯**すること。(周波数**433.58MHz**)

>テイクオフ前に地上局と**メリット**交換をして交信状況を確認する。

>**テイクオフ・ランディングは地上局に無線で連絡する。**

10・>緊パラ、**430MHz無線機**、ツリーランディングセットは必ず**携帯**する事

>緊急パラシュート、**無線機**の携帯を義務付ける(**無線はエリアの周波数に合わせる**)

11・>フライトの際には、本ルールを良く理解された上でお願いします。

>3.フライヤーは、**無線機(430帯)**及びヘルメット、レスキューパラシュート、レスキューセットを必携と

>します。できればフル充電した携帯電話も所持して下さい。山岳フライト時は、非常食、懐中電灯(ヘッド

>ランプ)、発煙筒、予備電池等の安全装備を携帯して下さい。

12・>装備:**無線機(緊急用430MHz帯FM)**を必ず装備してください。

>注意事項:**緊急無線周波数**はスクール内で**掲示**しますので**確認**しフライト中はこの周波数にあわせて下さい。

13・>2007年1月20日(土)より、フリーフライトのメイン無線機を小電力無線の周波数とします。

>**これは、アマチュア無線使用のための免許取得状況から判断しました。**

>また、出力の関係から**緊急用**として**アマチュア無線**も同時に**携帯**されるようお勧めします。

>小電力、アマチュア無線のそれぞれの使用周波数は、当日入山時にご確認ください。

14・バリ島でも人気の430無線・・外国政府の許可を受けて無線機(特小を含む)持ち込んでいる・?

>テイクオフ・ランディングは地上局に**無線**で連絡する。

>到着後エリアについてのブリーフィング(飛行禁止区域、ランディング禁止区域などのご案内)後フリーフ

>ライト。**430帯無線機**を携帯ください。

>地域によっては無線の届かない所もありますので、出来れば携帯電話の所持をお勧めします。

15. **マイクロライト**

>【通信設備】 もりやグランド コールサイン: もりやグランド

>**アマチュア無線周波数431.680MHz** トーン周波数167.9MHz